

# 商品概要説明書

マイカーローン (ジャックス)

(2022年4月1日現在)

商品名	マイカーローン (ジャックス)
ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○お借入申込時の年齢が満18歳以上、完済時年齢 満80歳以下の方。 ○安定・継続した収入の見込める方。 ○融資金を業者へ振込できる方。(使途・金額によってはご本人貯金口座への振込も可) ○当JAの地区内に居住または勤務している方。 ○新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方 新卒者とは、3月に高校、専門学校、短大、大学(院)のいずれかの学校を卒業予定で、同年4月に就職する方をいいます。 ○借換の場合、借換対象マイカーローンに返済延滞がない方。 ○過去に不渡り延滞等の事故が無く、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。但し、事業性資金は除きます。 ①自動車購入資金≪自動二輪車・三輪車(トライク等)・自転車(電動・ロードバイク等)・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック(ダンプタイプを含む)・電動車椅子(一般車椅子を含む)・船舶(新艇のプレジャーボート、水上バイク等 中古艇を含む)及び船外機・その他付帯機材の購入資金も可≫及びそれらに付帯する付属品・諸費用(登録・事務取扱・振込手数料・共済掛金等)。 ②車検費用(船舶の車検含む)・修理費用・運転免許(船舶関連免許含む)取得費用・カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動車用充電設備の設置及び修理費用等。 ③マイカーローン・二輪ローンの借換資金(残価設定型ローンの残価部分の借換、信販系・自JA・及び各種共済のマイカーローンを含む)及び事務取扱手数料、振込手数料等。 ④融資実行後に購入予定のカー用品購入資金 ⇒ 「オプションプラス制度」 但し、自動車(自動二輪車を含む)購入と同時申込に限定。 ⑤上記③の借換資金と①②の購入資金との併用も可。 ※事業性資金、個人間売買、船舶の繋留費用及び共同購入資金は対象外。
借入金額	○10万円以上1,000万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ※但し、借換資金の場合は借換対象ローンの一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)。 但し、借換資金の場合は、既に返済済み期間を含めず10年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用

マイカーローン (ジャックス)

	<p>利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ下さい。</p>
借入方式	○証書借入とします。
返済方法	○毎月元利均等返済または毎月元利均等返済とボーナスの併用（但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内）のいずれかとします。元金据置払い（新卒者に限っては据置可能期間：就職前6ヶ月以内）も可とします。
借入方法	○ご本人の貯金口座を經由し、販売業者へ振込できることが要件となります。 但し、借換の場合は対象ローンの顧客返済口座への振込も可。 尚、資金使途④については30万円を限度とし見積書不要で顧客口座振込を可とします。
担保	○不要です。
保証	○株式会社ジャックス保証となります。 ○原則として連帯保証人は不要です。 但し、次の場合は必要となります。 ①株式会社ジャックスが必要と認めた場合 ②貸出対象者が新卒者の場合
保証料	○年利0.65% 保証料はお借入利息に含まれます。
付帯サービス	○無し。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,300円（消費税込） ②一部繰上返済の場合…3,300円（消費税込） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は3,300円（消費税込）の条件変更手数料が必要です。
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または信用部（電話：0235-64-4926）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当組合信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。）

	<p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）          第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）          第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）</p> <p>〔「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。〕</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A庄内たがわ